

令和7年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

～地域における知的障がい教育・支援教育の充実のために～

- 1 本人・保護者・地域社会の願いや期待に応える学校
- 2 全教職員の教育実践力及び専門性の向上を常に追求し続ける学校
- 3 障がいのある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会の一員として育てる学校

2 中期的目標

1 「インクルーシブ教育システムの構築」を進め、保護者や地域に信頼されるとともに危機に強い学校づくりを進める

- (1) 地域における支援教育の「センター校」としての機能を発揮する。(自立活動・支援部、研究部、各学部、首席)
 - ア 「支援教育ナビセンター：地域支援室」の効果的運用をおこなう。
 - イ 地域の支援教育の充実のため、高校学校、私立学校を含む学校園への支援を推進する。
 - ウ 市町教委や地域にある施設等関係機関との連携を深める(市町教委研修会、就学支援委員会等への協力。医療機関との連携)。
- (2) 組織的・効率的な学校運営を進める。(各校務分掌、各学部、アレルギー検討委員会、PTA、首席)
 - ア 教頭、首席を中心とした自主的で自律的な学校運営となるような教職員集団の育成をめざす。
 - イ 次代の管理職・ミドルリーダーの育成に努める。
- (3) 児童生徒が安全で安心な学校生活を送れる環境整備と、安全に関する学びを進める。(健康教育部、生活指導部、防災委員会、PTA、各学部、首席)
 - ア 災害時の迅速な情報提供や安否確認等の情報収集のための、SNSの一層の活用を進める。
 - イ 不審者対応、デイサービス送迎、登下校などの安全確保態勢、および環境の整備を一層強化する。
 - ウ 南海トラフ地震を想定した防災・減災に向けた取組みを強化する。(R6年度より)
- (4) 様々な課題を抱える児童生徒の支援に向けて、子ども家庭センターや市町村関係部局、福祉機関との一層の連携を進める。(自立活動・支援部、進路指導部、各学部)
 - ア 児童生徒の課題について学部を超えて情報を常に共有し、きめ細かな実態把握と専門人材等との連携を踏まえた支援を行う。

2 魅力ある授業づくりと障がいの状況に応じた指導力の充実・向上を図る

- (1) 1人1台タブレット、大型テレビ、プロジェクターなどのICT機器を活用した教育を充実・推進する。(総務部、情報部、各学部、首席)
 - ア 魅力的な教材教具開発とともに、ICT機器を効果的に活用した授業の実践を推進する。(研究部)
- (2) 「指導と評価の年間計画(シラバス)」を軸に、高槻支援学校が培ってきた一貫した教育実践を継承し、さらに深化させる。(全教職員)
 - ア 児童生徒一人ひとりに応じた自立活動を充実させ、児童生徒の豊かなコミュニケーション環境を整える。
 - イ エビデンスを基にした教育を推進しながら、授業に集中できる授業づくり、適切なかわり方を追究する。
- (3) 子どもたちが主体的に学ぶ力を伸ばすために研修や校内授業研究を充実させ、知的障がい教育を中心とした支援教育全体の専門性向上をはかる。(研究部、各学部、首席)
- (4) 「魅力ある授業づくりは教職員の健康から！」をスローガンに、「働き方改革」を一層推進する。(教務部、労働安全衛生委員会、運営委員会、各学部、首席、管理職)
 - ア 教員間で業務量に偏りが出ないように、労安アンケート等を分析して業務の分担を行い、働き方改革を進める。(R6年度より)
 - イ すべての教職員が相互に助け合い資質を高め合う、同僚性の高い職場環境づくりに努める。

3 卒業後の支援のある自立生活をめざした小学部からのキャリア教育の推進を図る

- (1) 小学部の段階から、障がいの特性や発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。(進路指導部、健康教育部、生活指導部、自立活動・支援部、教務部、各学部、首席、キャリア教育委員会、コース制検討委員会、性に関する指導委員会)
 - ア 主体的に社会参加し、自立した生活を営むために必要とされる基礎的体力、態度や能力と、豊かでたくましい人間性をはぐくむ教育を推進する。
 - イ 児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動などを通じて「自己肯定感」、「自己有用感」を高められる教育を推進する。
 - ウ キャリア教育の視点から、継続性や系統性を重視しながら小学部・中学部から高等部までのカリキュラムを見直す。
- (2) 児童生徒が卒業後に生き生きと輝ける共生社会の実現に向けた取組みを推進する。
 - ア 人権尊重の社会づくりを進めるために、あらゆる教育活動において人権教育を計画的、総合的に推進する。(人権教育委員会)
 - イ 交流及び共同学習や、地域の取組みへの参画などを通じて、地域における障がい者理解を推進する。(地域連携部、各学部、首席)

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標[R6年度値]	自己評価
1 保護者や地域に信頼され危機に強い学校づくり	(1) 地域支援のセンター機能の発揮	(1) ア 広くナビセンターを広報する。 イ 地域の医療機関等との連携をすすめる。	(1) ア ナビセンターだよりを年に2回発行する。[2回] イ 医療機関との連絡会議を2回開催する。[2回]	
	(2) 組織的・効果的な学校運営	(2) ア 首席が複数の分掌を管轄し首席間の密な連携を図ることで校務を円滑に運営する イ 校務全般でICTを活用する。	(2) ア 運営委員会Ⅱを月に1回開催し、学校運営の課題等について協議・改善をする。10回以上 [11回] イ 電子掲示板を活用して効果的な情報共有をはかる。[新]	
	(3) 安全安心な環境整備	(3) ア 緊急時の迅速な情報収集・提供のため、日常的にSNSの一層の活用を進める イ 緊急時対応のシミュレーション訓練を行い、教職員のさらなる連携を図る。 ウ 南海トラフ地震を想定した、防災減災に向けた取組みを強化する。	(3) ア SNS連絡網の活用を一層推進する。保護者に十分連絡でき、かつ学校での業務負担が軽減できる活用方法を検討する。 [新] イ 緊急時対応のシミュレーション訓練を行い、安全体制を強化する。[新] ウ 南海トラフ地震を想定した保護者引き渡し訓練等を実施する。[継続] ウ 防犯・防災訓練を3回行う。対応力をたかめるため、変化のあるものにする。 [新] ウ 高槻市と協議し、本校の子どもたちの居場所となる福祉避難所に向けた取組みを進める。[新]	
	(4) 関係機関との連携	(4) ケース会議を組織的に開催するなど、地域の行政や福祉と密接に連携した支援を進める。	(4) ア 関係者が一堂に会するケース会議を通じて、関係機関と連携した指導支援を充実させる。 (ケース会議開催年間35件以上 [R6:38件]) イ 定期的に管理職、首席、部主事、コーディネーターが参集し、児童生徒及び教職員にかかる情報を共有して対応を協議する会議を開催する。(年間40回以上) [41回]	
2 魅力ある授業づくりと障がいの状況に応じた指導力の充実・向上	(1) 1人1台タブレットなどICT機器の活用	(1) ・魅力的な教材教具開発とともに、ICT機器を効果的に活用した授業の実践を推進する。	(1) ・教員の自己診断肯定率 85%以上 [89%] 保護者の自己診断肯定率 65%以上 [52%]	
	(2) シラバスの充実	(2) エビデンスに基づく指導、シラバスの充実に向けた取組みを進める	(2) シラバスについて学部を越えた連携がはかれるように3年間かけて見直し・研究を行う。[新]	
	(3) 専門性の維持・向上	(3) ア 「知的障がい支援学校における子ども理解と授業づくりを通じたウェルビーイングの向上」というテーマをもって研修や授業づくりを進める。 イ 相互授業研究を行い、学部間の連携を図る。	(3) ア 左記のテーマに基づいた研修を計画的に年2回行う。教員の自己診断肯定率80% [新] ア 「子どもは学校へ行くのを楽しみ」という保護者の自己診断肯定率 90% [新・R6 86%] イ 授業を相互に参観する「全校教育研究日」を3回設定し、相互授業見学と新たに研究協議を行い充実したものにする。[3回]	
	(4) 働き方改革	(4) ・会議の精選や業務の効率化の検討を進め、働き方改革を進める。長時間労働の縮減に努める。	(4) ・全校一斉定時退庁日を週に1回設定し、設定日において対応等のない約85%の職員が18時まで退庁した日を25日 [R6:24日] ・ストレスチェックの回答や労安アンケートから、学校課題を把握し働き方の改善に努める。[新]	
3 卒業後の支援のある自立生活をめざしたキャリア教育の推進	(1) キャリア教育の推進	(1) ア 児童生徒の性に関する指導を実施する。 イ 高等部1年次より、卒業を見据えた取組を進め、生徒の自己実現を支える進路指導を行う。 ウ 卒業生のアフターケア及び定着支援を行う エ 小学部段階から、児童生徒の障がいの特性や発達段階に応じたキャリア教育の推進を図る。	(1) ア 今日的な課題に対応した内容で、性に関する指導(授業)を実施する(全学年で年に各3回) [3回] イ 6月に実施する3年生の進路懇談の希望をもとにした進路先の実現率を90%以上とする。[94%] ウ 夏季休業中などに、元担任等による進路先訪問を実施する等の取組を進め、半年後の定着率を、90%以上を維持させる。[97%] エ キャリア教育の視点から、中高等部生徒と小学部児童が授業等において交流活動を行う。(年5回以上) [9回]	
	(2) 共生社会の実現に向けた取組み	(2) ア 人権尊重の社会づくりを進めるために、あらゆる教育活動において人権教育を計画的、総合的に推進する。 イ 交流及び共同学習や、地域の取組みへの参画などを通じて、地域における障がい者理解を推進する。	(2) ア 人権啓発研修会を年に2回設定する。[2回] ア T-netによる授業を、小学部、中学部を含む全学部で実施する。(年15回) [15回] イ 各学部で、地域の学校(小・中・高校)との学校間交流に取り組む。児童生徒が楽しめる、充実した活動になるようにする。7回以上 [10回] イ 高槻福祉展など、地域のイベントの開催に学校として参画する。(年間に3つの企画) [3回]	